

第七回 参議院文部委員会會議録第十五号

昭和二十五年四月十九日(水曜日)午後一時五十一分開会

委員の異動

四月六日委員小野光洋君辞任につき、その補欠として鈴木安孝君を議長において指名した。

四月十日委員大隈信幸君辞任につき、その補欠として、門屋盛一君を議長において指名した。

四月十四日委員鈴木安孝君辞任につき、その補欠として、小野光洋君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○標準義務教育費問題の件

○委員長(山本眞造君) それではこれから会議を開きます。

本日は、教育委員会法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き、質問を行いたいと思っておりますが、何か御質疑がございますか。

○河野正夫君 数点質問いたしたいと存じます。第五十條の改正において、学校給食に関する企画、配給物資の管理、利用に関することというふうなものはつきりさせたことは大変結構だと思ひますが、これに関連してちよつ

と同じたいと思ひます。

我々が地方を視察して参りますと、学校給食を、特に進駐軍放出物資等によつて、戦後の低下した体位を向上させるべく骨を折つておるのは非常に有難いのであります。事情は、どうもその地域の特殊性というか、そういうものを無視して行われ易くなつておるようには思ひます。例えば、この條文で、教育委員会が配給物資の管理、利用に関することを掌ることになったとしても、これは広い意味の都道府県全体に属するので、北海道で見ると、乳牛の非常に多い地域で脱脂乳を配給するというような非常に不合理が見出される。そういうような意味で、もとより文部省として教育委員会の監督というふうなことはできないのでありますけれども、こういう実情の、土地々々に適応しない画一的な運営がなされるという実態から考へると、こういう給食、或いは配給物資の管理、利用を都道府県の教育委員会に任せるといふことは如何かと思ひますが、この点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(辻田力君) お答え申し上げます。この学校給食につきましても、御承知の通り相当広範囲に亘つて、それぞれ企画をいたさなければ、個々の町村にこれを任せますと、全体の調整から言ひまして適當でない面が出て参るのでございまして、それでこの企画とか、配給物資の管理につきましても、都道府県のような広い地域を所管

する教育委員会で所管する方が適當だと考へて、一応こういうふうな規定を置いたのでございしますが、現在におきましても、事情は都道府県の委員会では實際はやつておるわけでありまして、それで先程お示しがありましたような、現在の事情から言つて適當でない部分があると思ひます。それは早急に直さなければならぬと思ひますので、我々の方で注意して、この規定の運営に當つて行きたいと思ひております。

○河野正夫君 續いて伺ひたいと思ひます。今の件につきましても質問はこれで打ち切りますけれども、どうも御答弁のままではやや納得の行きかねる点があるのではありませんか。それは運用の面で御注意を願ふことにして、質問は打ち切ります。

次に第五十二條の改正の場合に、教育長の職務につきましても、曾ては教育委員会は教育長の助言と推薦を求めることができるとなつておつた項を省いてしまつて、「教育長は、教育委員会の行うすべての教育事務につき、助言し、推薦することができ。」とこうまあ簡単に言へば教育長の方からの積極性を認める点は、いろいろ意見もありましようけれども、或る場合にはそれも原則的には悪くないでしようけれども、又或る場合にはこういうことのために、教育委員会の自主性というものが奪われるということが往々あり得ると思ひます。もとより五十二條の三の一項で、「教育委員会の指揮監督を受け」と、はつきり教育長の立場

を明らかにしておるので、法文の問題ではありませんけれども、運用の面において、やはり教育委員会が主体性を持つて、専門的なことについて教育長の助言と推薦によつて行つて行つて、その建前は飽くまでも貫いて頂きたいと思ひますが、文部当局の御所見は如何でございしますか。

○政府委員(辻田力君) 只今の御説は誠に全面的に文部省としては同感でございます。運用に當りましてはさような考へで、あらゆる機会に助言と指導をいたしたいと思ひております。

○河野正夫君 五十四條の高等学校に関する通学区域の設定に関する改正條項でございします。これに関連して一つ承つて置きます。教育委員会法が施行されてから、現地で文部当局その他の関係者から余りにも親切な指導が行われ過ぎていやしくないか、こう思ふのであります。例えば高等学校について通学区域を設定するということが関連して、どうしても農業高等学校とか、商業高等学校とかというのがある地域に存在すると、その区域の人はそういう普通科のない高等学校に通わなければならない。こういうために総合制の高等学校に全部してしまわなければならないという誤れる指導が行われておる例がある。それを地域的に挙げれば幾らでも挙げ得るのであります。ところが教育委員会の規則の定めるところによつて、特に教育の機会均等を図るために、通学区域の問題を採上げられておるようですが、私の今申

上げたような現地指導の實際に徴して、教育委員会規則等がどのように定められるのが好ましいのであるか、文部当局の御所見を伺ひたい。もう一つ附加えますが、特に昨日か今日のどこかの新聞でも、職業教育の問題を論ずる際にこれが採上げられておつたと思ひます。大きな新聞でこういうことを採上げたというのは非常に有難いと思ひますが、我々は昨午一年間の教育委員会の視察によつてこの点は痛切に感じ、機会あるごとに文部当局にもその話を通じておるわけでありまして、この際はつきりした御所見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 新らしい高等学校の制度が出発いたします場合に、文部省としては高等学校設置に關する手引きを發表いたしまして、そのうちに教育の機会均等という目的を達成する一つの方法として、又當時非常に面倒でありました新制中学校の方に校舎を十分に當てるというふうな、その他二、三の観点からいたしまして、高等学校の総合制ということ掲げたわけでございします。併しながらその手引きにおきましても、この点はよく地方の事情に依つて、地方の人々の民主的な意思を十分に聴いて実施して頂くようにということを示したのでありますけれども、その後の状況におきましては相當この総合ということが強行せられ過ぎた地方もあるように見受けたのであります。そこで文部省として再度通牒を發しまして、この点に

については十分その条件を充足した場合に実現すべきものであつて、地方の実情に合致せず、或いは地方の人々の意見を十分に聴かずに強行することはよろしくない、こう申して参つたわけであります。文部省の今日の方針といたしましては、その通りでございますが、権限は地方教育委員会にございますが、地方教育委員会がそれを実施せられる場合においては、今後とも十分地方の民意に聴き、且つ総合いたしました場合に教育の実施が低下するようなことのないように、十分条件の充足せられる場合にこれを実施して頂くように考えております。更にお話の職業教育の振興と総合性の問題につきましては、教育刷新審議会においても又職業教育審議会においてもほぼ同様な結論が出ておりまして、職業教育の充実向上が非常に大事であるから、総合のために損わないようにという決定がありますので、その点も又地方にお示ししておるわけでございます。

○河野正夫君 尙数点伺いたいと思ひます。第五十四條の三の改正で、「教育委員会は、学校その他の教育機関の建築の実施を、地方公共団体の長に、原則として委任するものとする。」、こういう案でございます。これは前回の流産になつた改正案においてはなかつたところのものでありまして、教育委員会の部局に会計並びに土木の局課を置くことができるというふうに最初の原案がなつておつたものを、聞くところによれば衆議院の自由党の猛烈なる反対のためにこれが更に撤回されて、こういう形になつて来た、こういうことではあります。一体何故先の案を撤回してこういう形にしたのであるか、その理論的根拠はどこにあるかということとを承わりたい。

○政府委員(辻田力君) 土木建築に関する権限に關しての規定の問題でございますが、これは四十四條、四十九條、五十四條の三、この三つの條文に關連のある問題でございます。この前の国会に提出いたしましたものと、今回提出いたしましたものととの間に相違がある点に關しての御質問であります。これは教育委員会の立場から申しますと、前回は提出したような案を理想とするのでありますが、併し理想を実現する場合におきまして、急激にそこへ持つて行くか、或いは漸進的にそこへ持つて行くかという問題であります。漸進的に持つて行く方が最もスムーズに、円滑に事が運ぶという場合にはその方が適當ではないかと考えたのであります。急激に事を運びましてそれが必ずしも円満な解決を得ないということになります。結局オール・ナッシングになるのであります。今回におきましては漸進主義をとつたのであります。

○河野正夫君 今の御説明は甚だ奇怪な至極なことであつて、理想を漸進的に實現して行くという建前を文部当局が教育委員会法に關してだけでも、若しも最初から採つておるとするならば、我々が最初の教育委員会法を審議する際に問題とし、そうして都道府県教育委員会と、五大都市の教育委員会は直ちに設けても、その他の地方教育委員会は実施の期日を遅らしてもいいように訂正したのは御存じのことと思ひますが、一体日本の教育行政を教育委員

員会によつて行かうことは、重大な根本的な変化であつて、これを理想とするのは非常にいいのですけれども、これをやはり現実に適用するといふ考え方に従えば、今辻田さんのおつしやるようなお考え方は非常によろしいのですけれども、それに従えばまだ多くの無理な急激な改革がなされないで済んだのではないかと、こう思ふのであります。文部省はときによりと多数党の威力によつて現実主義者となり、ときによると非常に高邁なる理想主義者になる、この点を今後聊か反省をする必要があらうかと御忠告申上げて、この点に關する質問を打ち切ります。

次に第六十八條であります。ここに地方公共団体は給料、退職料その他の給與を支給しなければならないとなつております。この退職料の規定というものは自治体の條例で定めることになつておりますので、非常に統一を欠くと思ふのであります。地方々々の事情、財政状況等によつて不統一な傾きがある。給料ももとよりそうなりまするけれども、給料については今までいろいろな点で義務教育に関する半額国庫負担の法がありましたために、他の義務教育外のものも大体それに釣合をいとしてそのことができた。けれども退職料などについてはそういう基準が示されておらんと思ふのであります。各教育委員会乃至地方自治団体の事情によつてアンバランスが生じ易い。従つて又最近においては標準教育費の問題も出ておりますが、ああいう法律でもしつかり定められない以上は、又定められても、尙地方の教員の給與にアンバランスを生ずる可能性が

あるのであります。そこでこれらのことを顧慮すると、教員の異動といふことがうまく行かない。従つていわゆる教育の機会均等といふこと、児童生徒にとつての機会均等といふことが實現しにくい実情になりはしないか、この点について何らかの考慮を要すると思ふのであります。文部当局の御見解を伺いたひのであります。

○政府委員(辻田力君) 六十八條に關する御質疑にお答え申上げますが、只今お話がございましたように、理論的には條例によつて退職料を定めることになりまして、その地方々々によつてアンバランスの結果ができるというふうなことになるのであります。併し實際上の問題といたしましては、各地方におきまして條例を定められまする場合におきまして、国家の恩給制度の例によつてやつておられますので、実情はアンバランスになつていないのでございまして、我々といひましては今後教育委員会に対して助言又は指導をいたします場合に、その方針でやつて参りたいと思つておる次第でございます。

○河野正夫君 最後に一つだけ、第七十條第一項の改正でございます。これは理由等承つてみると非常に適切な改正と存じますけれども、大臣乃至は局長の提案理由の説明の中にもありますが、事実上地方教育委員会といふものを二十七年十一月一日に設置するといふことは、これもまだ大いに研究を要するのではないかと。法律は二十七年十一月一日にしておいて、その間にいろいろと地方行政機関等を研究の結果、又改正をする御意向のようでありまして、その研究の際にもつと

日本の風土に合つたような、又地域の特殊性に合つたような、区域乃至は教育委員会の運営全体についても考慮をする必要があると思ふのです。その点について御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(辻田力君) 地方教育委員会の設置の範圍と申しますか、單位につきましては、只今お話がございましたように、政府としても十分考慮をいたし、又研究を続けておるものでござい。ます。本案につきましては全国的に、個々の町村にまで地方行政、財政の調査をいたしまして、その結果によりまして、どの程度の地域であれば財政的にも、勿論教育的にも効果を現わすことができるかといふことを研究いたしまして、それによりまして一定の基準を設けて、二十七年までに研究いたしまして、その上で場合によつては教育委員会法の改正ということも又お願いしなければならぬということにならうかと思ふのであります。尙その他の部分につきましても研究を続けておりますので、適切でないということが分りますれば、適宜改正をいたしたいと考えておる次第でございます。

○委員長(山本勇造君) 外に御質問はございませんか。……外に御質問がございませんければ本案につきまして討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(山本勇造君) それではこれから討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと存じます。

○河野正夫君 教育委員会法の一部を改正する法律案は、先の国会以来審議

を重ねて来たのであります。然るに今回の政府原案、並びに衆議院において修正したものを通過いたしますという、先の国会で問題となつた改正案に関するいろいろの議論が大分取入れられておる。その点では大分進歩しているものと思ひます。それ故に更に又我々の主張点である施行期日の問題、地方教育委員会との区域に関する研究の問題等も十分に考慮せられておる。教育委員会の主体性、教育長の権限の問題についても、まだ納得行きかねる点がありますけれども、比較的緩和されて事態を明瞭にしようとする努力の跡が窺われることによつて、大体難点がなくなつて来ているものと存じますので、一応この程度の改正であるならば納得できるというふうに思つて、社会党は賛成をいたすものであります。けれどもこの際二つの点について希望を申し上げておきたいと思ひます。

その一つは教育委員会法の施行される……最初の教育委員会法案が国会に上程されたときに問題となつておつた、教育委員会の財政的な裏付けがない、こういう問題であります。この問題はその後事実において証明されておりますし、昨年我々参議院議員が地方教育委員会の運営の状況を視察して参りましたも、都道府県教育委員会等においては、五十名ぐらゐの実際の現職教員を事務当局で事務員として採用しておる。事務員と言ひますか、いろいろの吏員として採用しておる。それは何故かという、教育委員会に予算がないので、いわゆる半額国庫負担の教員を事務当局の方に採用しているというやうな現実もあるものであります。最近の調査によつてもまだそういうもの

が消えてなくなつておりません。いわゆる定員定額のかましましに、その不足の教員を教壇から去つて、教育委員会に移しているということも、実は教育委員会に財政的な裏付けを法律的にしていないということに欠陥があるからであります。今回は根本的改正でないで、この点は我々も触れさせんけれども、将来に亘つて何とかしてこういう点について根本的な措置を研究しなければならぬと我々も思つておりますが、当局もその点について格段の努力を拂われたと思うのであります。

第二の点は、私の質問においても申し上げておるであります。一体終戦後の教育改革がいわゆる理想に捉われて、現実を顧みない、或いは又この国の風土に合わないものをそのままに採入れようという点が多々見られるのであります。教育委員会の運用について、その地域性を尊重するとか、住民の希望を尊重するとかということこそ、教育の地方分権ということ……、教育ばかりじゃなくして、一般に政治の地方分権というやうな趣旨を徹底させ、民主主義の徹底になり得るのだらうと思つておる。この点についてむしろやはり天降り式な法律改正、制度の改正、従つて又事大小となく文部当局の指示に従ひ、或いは他の権威ある者の言葉に盲従し、そして真実の住民の要求というものを考へて運営をしないという傾きがある。この点について今後文部当局は十分にその助言と指導の立場を活用されんことを希望する次第であります。文部当局の一言というものは地方へ行きますと非常に強響く。今日の時代であつても、文部

当局の單純な忠告が強制的な命令のやうに響く。こういうまだ日本は民主化されていない状態なんでありませう。だからこの際、文部当局の言動は頗る責任重かつた運用のある今日においては、この運用については十分氣を付けて頂きたい。以上の希望條件を附してこの改正案に賛成するものであります。

○委員長(山本勇造君) 外に御意見はございませんか……別に御意見もないやうでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本勇造君) それではこれから採決に入ります。教育委員会法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成の方は御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○委員長(山本勇造君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定をいたしました。

尙本会議における委員長長の口頭報告の内容は、慣例によりまして委員長に御一任を願ひたいと思ひます。

それから尙委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いしたいと思います。

多数意見者署名

若木 勝藏	木内キヤウ
藤田 芳雄	河崎 ナツ
河野 正夫	左藤 義詮
岡崎 眞一	星 一
三島 通陽	鈴木 憲一

○委員長(山本勇造君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山本勇造君) 速記を始めて下さい。

次に、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

○説明員(玖村敏雄君) 第二條の改正につきましては、今までにたび／＼御質問があり、御説明いたした通りであります。要するに施行法制定後の研究に基いて相互のバランスを取るために改正するものであります。

第八條の改正は、校長になるには教諭の一種普通免許状が必要であります。昭和二十六年三月までに教諭の一種普通免許状を取ることは困難でありますので、これを昭和三十年までに延期しようとするものであります。

附則第五項につきましては、今までしばしば御説明いたした通り経過的特例でありますので、新制大学完成を期に免許法の原則によるようにしようとするものであります。

○鈴木憲一君 旧制大学三年で退学したやうな場合は、如何なる取扱を受けるのですか。

○説明員(玖村敏雄君) 旧制高等学校卒業(施行法第二條第二項の表の第十五号該当者)で高等学校、中学校の二級になり、その資格獲得後大学で勉強した者は、上級免許状を受ける場合の必要単位に計算して貰えます。

○河野正雄君 教職科目を履修しておらない旧制大学を卒業した者に、高等学校中学校一級を與えるのは問題があると思ひますが……。

○説明員(玖村敏雄君) 既得権を侵害

することにるので認めるべきであります。

○鈴木憲一君 改正案の備考第2によれば、養護教諭の場合にも講習、通信教育でよいとなつていますが、その事由を伺ひたい。

○説明員(玖村敏雄君) 養成機関を卒業し免許状を受けた者が、更に上級免許状を受ける為に養成機関に再入学しなくてもよいようにし、上級免許状取得を容易にしたのであります。

○鈴木憲一君 この場合の講習はどこで行うのでありますか。

○説明員(玖村敏雄君) 大学医学部で行うようにと思ひます。

○鈴木憲一君 私立大学が、認定講習を開設する場合には、文部省に通知があるのですが、又開設するために予算で補助は出来ませんか。

○説明員(玖村敏雄君) 認定講習は、文部大臣の認可を必要としています。補助に關しては、法的には可能と思ひますが、實際問題として、制限された国家予算では実施困難と思ひます。

○河野正夫君 施行法第一條第一項の表の「第十五の二」は旧免許状を受けた者が、新免許状に切換える規定でありますか。

○説明員(玖村敏雄君) 直接新免許状を受ける規定であります。

○河野正夫君 施行法第八條の改正によれば、校長の場合のみその期間を延長していますが、助教の場合を現行のまま、二十六年三月までとすると、実害が起ると思ひますが……。

○説明員(玖村敏雄君) 助教の場合、二十六年三月まではそのまま動められるわけでありまして、それから一ケ年即ち昭和二十七年三月までは、その

身分は保障されるわけでありませう。

○河野正夫君 免許法としては、教育職員免許法を幾段階にも分けていますが、これは職階に関連を持つてあります。

○説明員（玖村敏雄君） 人事院には、自分の間結びつけて考えないよう申入はしてあります。

○委員長（山本勇造君） 外に御質疑はございませんか。……では質疑はないものと認めまして、本案について討論に入りたいと思います。

○藤田芳雄君 この際、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出したいと思うのですが、皆様のお手許へその一部は廻つて行つておると思いますが、その際の提出者の議員の名前が六名上つておりますが、これは司令部の方の許可を得るためにこれだけの名前を連ねましたので、修正案としては河野議員なんかも中へ入つて頂く予定でありますが、説明を河野議員からお願ひをしたいと思います。

○委員長（山本勇造君） 只今藤田君から今のような動議がありました。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（山本勇造君） それでは河野委員。

○河野正夫君 本施行法の一部を改正する法律案に対する修正案として、殆んど各会派の御賛成を得て、次のような修正案を提出いたします。一応読みます。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第一項の表の改正規定中

七 高等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者で、三年以上成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの

に

七 高等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者で、三年以上成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの

に

七 旧国民学校令による国民学校専科教員免許状を有する者で、専門学校に準ずる各種学校を卒業した者

に

一八 学校教育法施行規則第百三條の四各号の規定により、高等学校教諭免許状を有するものとみなされた者

を

一八 学校教育法施行規則第百三條の四各号の規定により、高等学校教諭免許状を有するものとみなされた者

に

改める。

これが修正案でございます。

その修正の理由は、七の一と挿入した部分につきましては、旧国民学校の専科教員としての免許状を持つてゐる者は、中学校の教員の仮免許状しか貰えないことになつてゐるのであります。

○河野正夫君 本施行法の一部を改正する法律案に対する修正案として、殆んど各会派の御賛成を得て、次のような修正案を提出いたします。一応読みます。

第二條第一項の表の改正規定中

でございしますから討論は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（山本勇造君） 御異議ないものと認めます。

それではこれから採決に入ります。教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案について採決いたします。

先ず討論のうちにあつた河野君外六名提出にかかる修正案を議題に供します。河野君外六名提出の修正案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長（山本勇造君） 全会一致でございます。よつて河野君外六名提出の修正案は可決されました。

次に修正の部分を除いた原案を議題に供します。修正の部分を除いた原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長（山本勇造君） 全会一致と認めます。よつて教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正可決いたしました。

尚本会議における委員長長の口頭報告の内容等につきましては、慣例に従ひまして委員長に御一任をお願いしたいと思います。それから委員長が議院に提出する報告書につきましては多数意見者の署名を附することになつておりますから、これに御署名を順次願ひたいと思ひます。

多数意見者署名

若木 勝蔵 木内キヤウ
藤田 芳雄 河崎 ナツ
河野 正夫 左藤 義詮
岡崎 眞一 星 一
三島 通陽 鈴木 憲一

○委員長（山本勇造君） 次に、教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○説明員（玖村敏雄君） 第三條第三項の改正中の特殊教科と申しますのは盲学校高等部の理療部即ちあん摩、マッサージ、はり、きう及び盲人の音楽、ろう学校高等部の理容部即ち理髪、美容をいうのであります。これらの教科を担当する者は高等学校の普通の教科の免許状を持つことが困難であり、又必要も認めないのであります。

附則第六項は施行法の一部改正によつて旧制学校卒業等で経験年数の多い者も少い者もすべて免許法別表第四によることになるので不公平の起らないように基礎資格獲得後の経験年数を計算に入れ得るようにしたものであります。

附則第七項、第八項は学校教育修業年数を基礎にし新旧制度の間のバランスをとるために考えたものであります。

○河野正夫君 現在中学校教諭仮免から二級になる場合の単位数は何単位ですか。

○説明員（玖村敏雄君） 十五単位であります。

○河野正夫君 中学校教諭二級から一級になる場合は、四十五単位となつてゐるが、それでよいのですか。

○説明員（玖村敏雄君） 御見解の通りであります。

○鈴木憲一君 附則第七によれば、高等学校の二級から一級になるための単位を「一五」から「四五」に改めているが、その事由を伺いたい。

○説明員（玖村敏雄君） 施行法第七條の廃止に伴ひまして、旧制の専門学校

卒業者で中等教員の免許状を有する者も別表第四によることになりませんが、新制大学卒業生よりもスクーリングが二年少いのので均衡上四十五にする必要がありま。このことは免許法立案當時はまだ考えていなかったものであります。

○委員長(山本勇造君) 外に御質疑ございませ。……御質問がなければ討論に入ることには御異議ございませ。か。

○委員(山本勇造君) それでは討論に入ることにいたします。

○河野正夫君 実はすでに一事不再理という原則から言へば、もう只今万場一致で可決になりました免許法施行法の点にも関連があつて、免許法の一部を改正する法律案は両方関連するものであるものであります。この法案に関する討論に際して、或いは施行法の点についても触れることがあろうかと思ひますが、御了承を頂きたいと思ひます。最初に賛否の態度を明らかにいたしますと、この法案の修正部分には可なりこの法施行後の実情から現実に対応して改めた部分があるものであります。その点は極めて結構かと存じますけれども、我々としてはこの免許法の一部を改正する法律案につきましても、或いは施行法の一部を改正する法律案につきましても尚多くの修正要求を持つておつたものでありますけれども、諸般の事情からそれらの修正が手続上不可能でありましたので止むを得ず賛成をする、今回の改正案の改正部分のよい点を生かさなければならぬ必要上から止むを得ず賛成するという態度をとつて

おるものであります。これが社会党の立場でございます。ただこの際は希望を申述べて置きたいのであります。が、免許法並びに施行法の改正に關してはこの内容の二つについていろいろ問題を含むことは勿論であるのであります。全体としては免許法を如何に活用するかというところにかかつて来るのであります。この立場に立ちますと、どうしても国費により、或いは地方費によつて相当の予算が組まなければならない。これは我々が質問の場合にも明らかにしたことなんであります。然るにそれらのことが極めて不完全な間に免許法が、又施行法が改正せられようとしてゐる。その点にもう少し愛情を持つて改正がなされるべきではなかつたかというものが、我々の不満とするところでありま。それ故にこの両法案の運用に當つては、成るべく実情に即し個々の非常に錯雑した、入組んだ個々人の要求というものを考慮しながら、本年は止むを得ないとしても来年度においてでもつと多くの予算的措置を講じて、教員の質の向上ということに努めて頂きたい。これを希望して本法案に賛成するものでございませ。

○委員長(山本勇造君) 外に御意見はございませ。別に御意見もないようでありますから討論は終局したものと認めて御異議ございませ。か。

○委員(山本勇造君) それではこれから採決に入ります。教育職員免許法の一部を改正する法律案を原案の通り可決することに御賛成の方は起立を願ひます。

〔総員起立〕

○委員長(山本勇造君) 全会一致と認めます。よつて本法案は可決と決定をいたしました。

尚本會議における委員長の方頭報告の内容は、慣例に従ひまして委員長に御一任を願ひます。尚委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

若木 勝蔵 木内キヤウ
藤田 芳雄 河崎 ナツ
河野 正夫 左藤 義詮
岡崎 眞一 星 一
三島 通陽 鈴木 憲一

○河野正夫君 この際、我々の委員会において各会派の委員からしばしば問題になつていたところの平衡交付金法案と関連を持つております義務教育の面における標準教育費法というやうなものが、文部省で用意され、本国会に提出せられるということを受つておつたし、その行方について非常に重大な関心を我々一同持つておるものであります。この際この点について、文部当局から現在の情況、立案過程或いは交渉手続中の情況を承つておきたい。皆様に御異議がなければ、この緊急質問をお許可下さることを希望いたします。

○政府委員(平島良一君) 憲法で義務付けられました教育の国庫の補助がなくなつたときに、文部省といたしましては、どうしてもあやうな標準教育費に関する法律というものを定めたいというので、皆さんにもいろいろ御高配を頂いておつたのであります。が、それにも拘わらず提案の遅れており

ますことは、何とも申訳ないと存じておりますので、会期も切迫いたしておるときでありますから、一日も早く提案いたしたいと焦慮いたしておるのであります。いろいろ情勢から遅れておりまして、先程申し上げるやうに何とも申訳がないやうな次第であります。その経過につきまして、今稲田局長から報告いたしたいと思ひますので御了承を頂いて、今後とも御協力を頂きたいと存する次第であります。

政府委員

文部政務次官 平島 良一君
文部事務官初等中等教育局長 稲田 清助君
文部事務官調査普及局長 辻田 力君
説明員 文部事務官(教職員養成課長) 玖村 敏雄君

○委員長(山本勇造君) それでは速記を始めて下さい。

○委員(山本勇造君) 速記を始めて下さい。

○委員長(山本勇造君) 速記を始めて下さい。

午後二時四十分散会

出席者は左の通り

委員長 山本 勇造君

理事

若木 勝蔵君
木内キヤウ君
藤田 芳雄君
河崎 ナツ君
河野 正夫君
左藤 義詮君
岡崎 眞一君
星 一君
三島 通陽君
鈴木 憲一君

委員

河崎 ナツ君
河野 正夫君
左藤 義詮君
岡崎 眞一君
星 一君
三島 通陽君
鈴木 憲一君

四月七日日本委員会に左の事件を付記された。

一、教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(第一六七〇号)

一、勤労学生生活の擁護に関する請願(第一七〇〇号)

一、標準教育費法制定に関する請願(第一七一七号)

一、教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(第一七三三三号)

一、図書館法制定促進に関する請願(第一七五〇号)

一、標準教育費法制定に関する請願(第一七五二二号)

一、教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(第一七五三三号)

一、教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(第一七七四四号)

一、標準教育費法制定に関する陳情(第二八六六号)

一、標準教育費法制定に関する陳情(第二九四四号)

一、重要文化財保護委員会委員選任等に関する陳情(第二九九九号)

第一六七〇号 昭和二十五年三月二十二日受理

教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(三十四通)

請願者 和歌山県西牟婁郡新庄村新庄小学校内 田上茂八外四百五十四名

紹介議員 河野 正夫君

教育職員免許法の実施に伴い現職教員は施行法第七條によつてそれぞれ上級免許状を取得しなければならなくなつた。しかし、この免許状を最も短い期間に取得させる措置として現職教育予算を四億九千三百三十五万五千円に増額されるとともに、通信教育の予算を二億七千六百万円に増額し、かつ教育職員免許法第九條、同施行法第一條等をそれぞれ改正せられたいとの請願。

第一七〇〇号 昭和二十五年三月二十四日受理

勤労学生生活擁護に関する請願

請願者 東京都千代田区代官町一学徒援護会内学生アルバイト対策協議会内

紹介議員 大山興隆 河野 正夫君 河崎ナツ君

経済的環境にめぐまれぬ有為の学生に對しての国家的援助としては、わずかに日本育英会による育英資金の貸付が行われているのみであるが、この援助を受けられる者は、全学生の一割にすぎず、全学生の七割余は自らの勤勞によつて学業を続けている実情であるから、現下の経済事情と教育の機会均等の見地より(一)育英資金の増額、(二)学生アルバイト団体等に対し国庫より資金の支給、貸付、(三)学生就職あ

つ旋機關の強化拡充、(四)勤労学生所得は年額一万二千円を非課税とする等、勤労学生生活擁護に関する施策を実施せられたいとの請願。

第一七一〇号 昭和二十五年三月二十四日受理

標準教育費法制定に関する請願

請願者 福島県信夫郡飯坂町桜下三福島県小中学校校長協議会内 菅野円藏

紹介議員 橋本萬右衛門君

地方教育財政の安定確保を図るため、教職員の給与、学校運営費等を含めた義務教育費の最低水準を明確に規定する標準教育費法を制定せられたいとの請願。

第一七三三〇号 昭和二十五年三月二十五日受理

教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(九通)

請願者 和歌山県日高郡川上村川原河小学校内 西川好次郎外五百五名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一六七〇号と同じである。

第一七五〇号 昭和二十五年三月二十七日受理

図書館法制定促進に関する請願

請願者 山形県西村山郡寒河江町長 渡辺彦吉外六十名

紹介議員 安達 良助君

国民文化の向上を図るには、新しい図書館活動が是非必要であるが、これは法的裏付けを得て、始めて強力に推進されるものであるから、既に制定され

ている社会教育法と深い関係にある図書館法のすみやかな制定を図られたいとの請願。

第一七五二〇号 昭和二十五年三月二十七日受理

標準教育費法制定に関する請願

請願者 東京都杉並区神戶町五五 藤野重次郎外二十名

紹介議員 矢野 西雄君 野田俊作君 團 伊能

この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七五三〇号 昭和二十五年三月二十七日受理

教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山一、三三二 松岡英之介外十七名

紹介議員 徳川 頼貞君

この請願の趣旨は、第一六七〇号と同じである。

第一七七四〇号 昭和二十五年三月二十八日受理

教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(五十五通)

請願者 和歌山県伊都郡橋本町橋本小学校内 土生信治外七百七十一名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一六七〇号と同じである。

第二八六〇号 昭和二十五年三月二十二日受理

標準教育費法制定に関する陳情(二十一通)

陳情者 栃木市立栃木東中学校内 山岸万次郎外九十名

地方教育財政の安定確保を図るため、教職員の給与等を含めた標準教育費の算定を明確に規定する標準教育費法をすみやかに制定せられたいとの陳情。

第二九四〇号 昭和二十五年三月二十三日受理

標準教育費法制定に関する陳情(四十通)

陳情者 栃木県塩谷郡塩原町議會議長 田代重一外三百六十七名

この陳情趣旨は、第二八六〇号と同じである。

第二九九〇号 昭和二十五年三月二十三日受理

重要文化財保護委員会委員選任等に関する陳情

陳情者 奈良県庁内 奈良県教育委員会内 中野莊次

文化財保護法が制定実施されると、それに伴い重要文化財保護委員会が設置されることになるが、本委員会の任務は、わが国重要文化財の保存に極めて重大な關係を有するので、委員の選任については、人格のすぐれた文化行政に高い識見を有することはもとより、重要な文化財の現状を日常身近に接して最もよく認識していることも重要な条件と思われるから、委員中若干名はわが国における重要文化財中最も優れた物件を有する近畿地方の在住者中より選任せ

られたい。また本委員会の附屬機關である重要文化財専門審議会専門員の選任についても同一の選任方法によるとともに委員会の出張所を奈良に設置せられたいとの陳情。

四月十四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(第一八三一〇号)

一、教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(第一八三二〇号)

一、文化財保護委員会委員選出に関する請願(第一八四〇号)

一、文化財保護行政の権限委任等に関する請願(第一八四一〇号)

一、教職員免許法認定講習受講者旅費国庫補助に関する請願(第一八五〇号)

一、宮崎県小学校教職員の定額定数水準引上げに関する請願(第一八五四号)

一、東京都分寺第一小学校二部制解除に関する請願(第一八六八号)

一、教員の不当整理に関する請願(第一八八一〇号)

一、標準教育費法制定反対に関する請願(第一八九九〇号)

一、標準教育費法制定等に関する請願(第一九一〇号)

一、元号存置に関する請願(第一九二六〇号)

一、標準教育費法制定に関する陳情(第三〇四四号)

陳情(第三二二号)

一、標準教育費法制定に関する陳情
(第三二四号)

一、紀元年号存続等に関する陳情
(第三二六号)

一、教育委員会法中一部改正反対に
関する陳情(第三三九号)

一、標準教育費法制定に関する陳情
(第三四〇号)

一、標準教育費法制定反対に関する
陳情(第三四二号)

一、標準教育費法制定反対に関する
陳情(第三五三三号)

一、標準教育費法制定に関する陳情
(第三五八号)

一、標準教育費法制定に関する陳情
(第三六一号)

第一八三二号 昭和二十五年三月三
十日受理

教育職員免許法および同施行法中一部
改正等に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡隅田村
隅田第一小学校内 南

義一外十一名

紹介議員 田中 利勝君

教育職員免許法の実施に伴い現職教員
は施行法第七條によつて、それぞれ上
級免許状を取得しなければならなくな
つたが、この免許状を短期間に取得さ
せる措置として、現職教育費および通
信教育費予算を大幅に増額し、また教
育職員免許法第九條ならびに同施行法
第一條等をそれぞれ改正せられたいと
の請願。

第一八三三号 昭和二十五年三月三
十日受理

教育職員免許法および同施行法中一部
改正等に関する請願(五通)

第七部 文部委員会議録第十五号

昭和二十五年四月十九日【参議院】

請願者 和歌山県西牟婁郡二川
村二川中学校内 坂本

鹿蔵外三十二名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一八三二号と同
じである。

請願者 和歌山県西牟婁郡二川
村二川中学校内 坂本

鹿蔵外三十二名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一八三二号と同
じである。

第一八四〇号 昭和二十五年三月三
十日受理

文化財保護委員会委員選出に関する請
願

請願者 京都府庁内京都府教育
委員会内 牧野虎次

堀越 儀郎君

紹介議員 堀越 儀郎君

文化財保護法案によると、文化財保護
行政の執行機関として国家行政組織法
による文化財保護委員会制度を採用し
ているが、その委員の選出は本制度の
将来を決するものであるから、指定国
宝の二分の一を保有する近畿二府四県
より、少くとも二名の委員を選出する
よう特に考慮せられたいとの請願。

第一八四一号 昭和二十五年三月三
十日受理

文化財保護行政の権限委任等に関する
請願

請願者 京都府庁内京都府教育
委員会内 牧野虎次

堀越 儀郎君

紹介議員 堀越 儀郎君

目下国会で審議されている文化財保護
法案は、広範囲な権限を都道府県の教
育委員会に委任することができると規定
されている。しかるに文化財保護行政
は高度の専門技術と多額の経費を必要
とし、これが兼ね備わらなければ本来
の目的を達することができないばかり
でなく、あるいは取返しのつかない損
害を生ずるから、その目的を完全に達
成するため、権限委任の際は、その経費

の全部または一部を国庫負担とせられ
たいとの請願。

第一八五〇号 昭和二十五年三月三
十日受理

教育職員免許法認定講習受講者旅費国
庫補助に関する請願

請願者 宮崎県議会議長 日高

弥一

紹介議員 水久保基作君 竹下

豊次君

教育職員免許法および関係諸法規の施
行に伴い上級免許状取得認定講習は、
教育職員の資質保持向上のため最も必
要事であるが、受講のためには相当多
額の費用を要し、ことに交通不便な
へき地に在勤する職員にとつては、自
費による受講は非常な負担となり、つ
いには受講を断念することにもなるか
ら、これら認定講習に要する旅費等の
費用について、相当額の国庫補助をせ
られたいとの請願。

第一八五四号 昭和二十五年三月三
十日受理

宮崎県小学校教職員の定額定数水準引上
げに関する請願

請願者 宮崎県議会議長 日高

弥一

紹介議員 水久保基作君 竹下

豊次君

昭和二十四年度から小学校教職員の定
員定額制が実施されたが、宮崎県の如
く単級もしくは複式の学校が多い地方
にあつては、適正な教職員の配置が困
難であり、教職員の給与も九州各県の
平均額よりも下廻の事情であるから、
県下小学校教職員の定員定額水準を引
き上げられたいとの請願。

第一八六八号 昭和二十五年三月三
十日受理

東京都国分寺第一小学校二部制解除に
関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺
町一ノ三三四 木村清

子外三十一名

紹介議員 細川 嘉六君 堀

眞琴君 羽仁 五郎君

東京都国分寺町は、教育施設の不備と
学童数の急激な増加のため小学校の二
部制教育を実施しているが、二部制に
伴う始業時間の不規則は、母親に多大
の精神的また物質的打撃を與え、一方
これから夏にかけて遅番の子供は、遊
び疲れて眠くなる頃登校する結果とな
り、教育上におよぼす影響が極めて大
きいから、国分寺小学校の二部制解除
のため、教育予算を増額せられたいと
の請願。

第一八八一号 昭和二十五年三月三
十日受理

教員の不当整理に関する請願

請願者 千葉県印旛郡富里村富
里小学校内 相川日出

雄

紹介議員 岩間 正男君

請願人は千葉県印旛郡富里小学校に勤
務する教員であるが、千葉県教育委員
会印旛出張所は、同人が同委員会の教
員整理基準に該当しないという富里小
学校校長の言明にもかかわらず、休職
を勧告し若し拒否すれば辞職を勧告す
ると申し渡したが、このような整理は、
ボツダム宣言、連合軍最高司令部の教
育制度の管理政策等に反し、日本の民
主化をはばむものであるから、教員の
不当整理について善処せられたいとの
請願。

第一八九九号 昭和二十五年四月一
日受理

標準教育費法制定反対に関する請願

請願者 福島県議会議長 蓮沼

龍輔

紹介議員 橋本萬右衛門君

今国会に提出を予定されている標準教
育費法案は、各地の義務教育費につい
て、標準教育費の名の下に文部大臣が
直接金額を定めるもので、しかもこの
決定については、地方公共団体は支出
の義務を有するので、知事の予算編成
権と議会の議決権は無視されることに
なるから、かかる法律の制定は中止さ
れたいとの請願。

第一九一〇号 昭和二十五年四月三
日受理

標準教育費法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区南外堀町
六一〇愛知県教員組合

内 成瀬幡治外一万三
千五百二十名

紹介議員 栗山 良夫君

地方教育財政の自主的確立を期するた
め、地方公共団体に最低水準の義務教
育費の支出を義務付ける標準教育費法
をすみやかに制定せられ、同時に教職
員の待遇改善を図られたいとの請願。

第一九二六号 昭和二十五年四月四
日受理

元号存置に関する請願

請願者 京都市東山区山科御陵
東鳥向町二〇宗教法人

教派天社土御門神道本
庁主管理事長 藤田

義男外一名

紹介議員 大野木秀次郎君

最近元号の廃止、西暦の採用が伝えら

れているが、わが国の元号は、歴史的意義と永い間の国民的伝統を持つてゐるから、従来通り元号を存置せられたとの請願。

第三〇四号 昭和二十五年三月二十九日受理

標準教育費法制定に関する陳情（四十通）

陳情者 栃木県上都賀郡西方村大字元二一ノ一 大阿久

英明外三百九十名

義務教育費の確保は、教育関係者のみでなく、父兄等にとつても重大な関心の的となつてゐるから、教育費の最低水準を確保するため、すみやかに、標準教育費法を制定せられたいとの陳情。

第三三二号 昭和二十五年三月三十一日受理

標準教育費法制定反対に関する陳情（四通）

陳情者 徳島県庁内徳島県町村会内 粟田善吉外三名

標準教育費法の制定は、平衡交付金の財源配分をみだし、地方自治の自主性を阻害するものであるから、制定には反対であるとの陳情。

第三二四号 昭和二十五年三月三十一日受理

標準教育費法制定に関する陳情（三十通）

陳情者 栃木県塩谷郡玉生村議会議長 青木浩外二百三十二名

この陳情の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三三六号 昭和二十五年四月一日受理

紀元年号存続等に関する陳情（二通）

陳情者 神戸市長田区駒ヶ林町二ノ一 綿貫権太夫外一名

最近紀元年号の西暦改変が伝えられてゐるが、わが国の紀元は、歴史的意義と永い間の国民的伝統を持つてゐるから、従来通り紀元年号を存続するとともに、出生届に紀元年号を使用するよう決定せられたい。なお政府発行の日本銀行券についていた菊花紋章が廃止されたのは遺憾であるから、これを国家紋章として永久に使用するよう取り計らわれたいとの陳情。

第三三九号 昭和二十五年四月一日受理

教育委員会法中一部改正反対に関する陳情

陳情者 神戸市庁建設局内 片岡謙外八名

近く教育委員会法の一部が改正されて、学校営繕に関する事項が同委員会の所管になる由であるが、これは地方行政機構を複雑化するものであり、ことに建設行政の一元化、地方費負担の軽減等の見地から不適切であるから、かかる改正は見合はされたいとの陳情。

第三四〇号 昭和二十五年四月一日受理

標準教育費法制定に関する陳情（八通）

陳情者 福岡市大浜小学校内 藤好良隆外七十六名

この陳情の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三四二号 昭和二十五年四月一日受理

標準教育費法制定反対に関する陳情（五通）

陳情者 岐阜県恵那郡加子母村長 河村信太郎外五名

この陳情の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三五三三号 昭和二十五年四月三日受理

標準教育費法制定反対に関する陳情（四通）

陳情者 広島県庁地方課内広島県町村会内 三浦正外九名

この陳情の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三五八号 昭和二十五年四月三日受理

標準教育費法制定に関する陳情（二十八通）

陳情者 栃木市大町二一 長島芳次郎外九百二十三名

この陳情の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三六一号 昭和二十五年四月四日受理

標準教育費法制定に関する陳情（二十通）

陳情者 栃木県河内郡本郷村長 鶴見米三郎外七百三十九名

この陳情の趣旨は、第三〇四号と同じである。